

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」 が発行されます

～ 年末調整・確定申告まで大切に保管を! ～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はいじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、

ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのお問い合わせは、控除証明書のはがきに表示されている電話番号または下記の専用ダイヤルをご利用ください。

控除証明書専用ダイヤル(平成23年3月15日まで)
☎0570-070-117
IP電話等の方は
☎03-6700-1130

【受付時間】

○月曜日～金曜日:午前8時30分～午後5時15分
ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで受付
※祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。
○第2土曜日:午前9時30分～午後4時

第62回 人権週間 12月4日～12月10日

人権週間中の特設人権相談日は下記のとおりです。

当日は、法務局からも職員が派遣されます。

川辺地区	12月9日(休) 13:00～15:00	社会福祉協議会相談室
中津地区	12月10日(金) 13:00～15:00	日高川交流センター
美山地区	12月10日(金) 10:00～14:00	山村開発センター図書室

■お問い合わせ 住民課 ☎22-1701



11月15日(月)～21日(日)

全国一斉「女性の人権ホットライン」
強化週間を実施します。

夫やパートナーからの暴力・
ストーカーなどの女性をめぐる各種の相談



相談は無料で、秘密は守られます。
お気軽にご相談下さい。

■時間 午前8時30分～午後7時まで
(土・日曜日は午前10時～午後5時まで)
■場所 和歌山地方方法務局内 人権相談室
■電話 ☎0570-070-810
(全国共通ナビダイヤル)

住民参加型木質資源活用モデル事業 問伐材で晩酌を



概要

和歌山県森林組合連合会御坊事業所では、問伐材や山林に放置された林地残材を木質燃料として有効利用するために木質パウダー燃料を製造しています。製造された燃料は、愛徳荘やきのくに中津荘で木質パウダー燃焼ボイラーの燃料として利用しています。この木質パウダー燃料の原材料搬出にかかるコストを検証するために、住民参加型木質資源活用モデル事業を実施いたします。

対象者

本町に住所を有する方、あるいは本町に森林を有する方で林地残材を収集運搬した方
※森林組合あるいは林業事業者等は対象とできません。但し、森林組合あるいは林業事業者等に雇用されている方が勤務時間外に行う私的活動については対象とできます。

実施期間

平成23年3月31日まで
※予算の都合上、実施期間中に事業が終了となる場合があります。
※和歌山県森林組合連合会御坊事業所は、土・日曜日及び祝日はお休みです。

原材料

山林に放置されていた問伐材やタンコロ等のスギ・ヒノキの林地残材
※選定枝、流木、建設廃材、製材廃材、災害及び建設工事により発生した残材は対象外です。
※自己所有林以外にある問伐材等は森林所有者の承諾を得ずには持ち出せません。

運搬先

和歌山県森林組合連合会御坊事業所
御坊市塩屋町北塩屋280-18 ☎22-2247

手順

①自家用トラックに積載
☆運搬する初回は、事前に役場まちみらい課にお電話ください。
■役場まちみらい課 ☎22-2041

②和歌山県森林組合連合会 御坊事業所へ運搬・計量

③和歌山県森林組合連合会御坊事業所で運搬料を受け取る

1t当たり
現金 3,000円 + 日高川町商工会 共通商品券 3,000円

運搬料

●支払いについては、月末締め翌月支払いとなります。

